

5年保存

基監発第0423002号

平成19年4月23日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

過重労働防止対策アドバイザーの配置等に関して留意すべき事項について

- 、 過重労働防止対策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の配置等については、平成19年4月23日付け地発第0423002号、基発第0423009号「過重労働防止対策アドバイザーの配置について」により指示されたところであるが、その運用に当たっては、アドバイザーの職務が円滑に行われ、かつ、実効あるものとなるよう、職務の遂行に必要な関係資料の提供、研修の実施等を行うとともに、下記に留意の上、その運用に当たって遺漏なきを期されたい。

記

1 配置等

アドバイザーの配置等については、別添のとおりとする。

2 アドバイザーに対する具体的な指示等

- (1) 「過重労働防止対策アドバイザー執務準則」第4の「局長が指名する者」には、予め次の者を指名すること。

① 監督課長

② その他局長が必要と認める者

(2) 上記の者は、アドバイザーの業務が効果的に行われるよう、必要に応じ、アドバイザーに対する具体的な指示及び労働基準監督機関が行う業務との調整等を行うこと。

### 3 その他

アドバイザーには、「過重労働防止対策アドバイザー規程」及び「過重労働防止対策アドバイザー執務準則」を配付すること。

## 「過重労働防止対策アドバイザー」の配置等について

- 1 配 置 都道府県労働局労働基準部監督課 1名
- 2 勤務日数 7日／月
- 3 支出科目 労働保険特別会計 労災勘定 (項)社会復帰促進等事業費 (目)諸謝金
- 4 単 価 日額11,600円
- 5 任 期 単年度任期

注:当該アドバイザーに係る4月分の勤務については、4月23日以降とすること。